次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録				
会議名		第2回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会		
日程		2015年11月25日(水)16:00~18:00		
場所		産業技術大学院大学 265 会議室		
出席者				
(敬称略)				
		計 17 名		
配布資料		PIA20151028-001	第1回議事録案	
		PIA20151125-001	第二回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究	
			専門委員会の開催	
		PIA20151125-011	次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委	
		DT.00151105 000	員会の開催	
		PIA20151125-003	改正個人情報保護法の概要	
		PIA20151125-004	海外における監視カメラの PIA 実施状況	
		PIA20151125-002	次世代ネットワーク型監視カメラシステムのプライバシーリスク	
No			評価フレームワークの検討	
	送車組み	議事詳細 ・ ・録およびアジェンダの確認ほか: 瀬戸、		
1			確認ほか: 瀬戸、	
	・議事録案の承認			
	所属名などに関し、いくつかの修正事項があった。 ・ 関系の要素 調本 会振 関系のフェーブを紹介した			
	・ 開発の要素、調査、分析、開発のフェーズを紹介した。 ・ ML の改訂			
	MIL	<b>*</b> 7 以 1		
2				
	フレームワークの検討:			
		効性ある体制の構築		
		成要素の検討事項		
		後の開発の要点		
<ul><li>下記の</li></ul>		の質疑応答があった。		
	質問:今まで事業所管(主務)大臣が管理(ガイドライン作成など)していたが、マイナン/		<ul><li>大臣が管理(ガイドライン作成など)していたが、マイナンバー以</li></ul>	
外の一般		<b>设の個人情報につい</b>	设の個人情報についても、H28年1月1日より個人情報保護委員会(特定個人情報保護委	
	員会を改	女組) が管理するの	か。	
al				

No 議事詳細

瀬戸:そのとおりです。

質問:次の質問になりますが、認定個人情報保護団体は、利用目的別に区別をするのか、設置者別に区別をするのか、どのよう区分で認定個人情報保護団体を考えればよいかわからない。

瀬戸:今回個人データをどのように運用するかが重要で、データの提供、移転があるので、データ解析に関わる部分が重要になる。もしかしたら、データ解析をする団体が認定個人情報保護団体になる可能性がある。

意見:カメラを設置するのに、まずはガイドラインが必要。仮に、データ解析して、ヘルスケア目的に使うならそこで 1回 PIA を行う。更をマーケティング目的で使うなら、そこでもう 1回 PIA を行う事になるのではと考える。

瀬戸:認定個人情報保護団体は複数関わることになる。

意見:今までは認定個人情報保護団体は複数関わったのか。

意見:今までは、防犯しか目的がなかったので、1つであったが、これからは、目的が多様化してきているので、複数になるのではないか。

意見:今回は特に、防犯以外の事に使う時にどうするのかが、重要なのだと思う。

質問:欧米の例はあくまでも、設置にあたっての説明になるか。後ろのデータ処理に関する部分は、入っている訳ではないのか。

瀬戸: あくまでも、防犯カメラの設置に関する部分だけで、データ処理については、入ってない。

意見:事業所管大臣は複数になるのか。

瀬戸:今回は複雑なパターンを想定しました。多分、オリンピックでは、色々な事にデータ活用することが想定され、国土交通省、経済産業省など複数の省庁が関係する。

意見:オリンピックのモデルケースで設定して、関与する業界も3つくらいにテーマを絞るのが良いのではないか。複数になると複雑になりすぎるので。

瀬戸:理想的にはエコシステムですが、とりあえず、多目的で2つか、3つに絞って行う。例 えば、マーケティング、防災など。

意見:アセスメントとモニタリングを行うところは、認定個人情報保護団体ですが、その団体が、果たして、細かいところまで対応出来るか。

瀬戸:PIAも複数回、必要になってくるのではないかと思う。

意見:これから複雑になってきてしまう?

意見:多分これから、防犯カメラとしてよりもセンサーとしての扱いになってくるのでは。防犯もあくまでも目的の1つになってくるのではないか。

質問:過去にビックデータの活用の事例はあるのか。

瀬戸:ないので、あえて、ここでや類義がある。

意見:監視カメラの映像もセンシングデータになっていくのか。

瀬戸: 今回多少、広く取り扱う面もあるが、必要なのはドライバー、アセスメント、モニタリ

文書番号: 20151217-001

議事詳細 No ングの3つの要素になる。PIA ガイドを作るだけでは、意味をもたないので、3つ整備する必 要性がある。 これからは業界団体で1つ、目的ごとに複数団体が関わってくるかもしれない。ガイドライン の作成は1つの認定個人情報保護団体になるが、目的別に応じて、色々な認定個人情報保護団 体と PIA を実施したり、伺いをたてたりしなければならない。認定個人情報保護団体がプライ バシーコミッショナーになる。 意見:個人情報保護改正では、目的を明確化しなければならないので、目的を明確化した時点 でその目的に対しての認定個人情報保護団体が1対1で結び付くのか。 瀬戸:そのとおり。 ◆改正個人情報保護法の概要: 論点 1. 改正個人情報保護法の概要 2. 3. 改正個人情報保護法と監視カメラとの関係 下記の質疑応答があった。 質問:防犯カメラの映像は要配慮情報なのか。 瀬戸:監視カメラの映像は判断が難しい、どういうところで撮られているか、どういう目的で 撮られたかが重要。目的に応じコンテキストで考える。 瀬戸:要配慮情報を監視カメラで監視する場合は注意が必要。 : 例えば民間でブラックリスト化した顔情報をデータベース化し、照合するケースは要配 慮情報になる可能性がある。 質問:民間だとパチンコ屋のゴト師のケース等で、必要になるのでは。このケースだとせっか くの高性能な機能を使えないのか。 瀬戸: 法解釈についてはここでは行わない。また、認定個人情報保護団体についてもここでは 議論しない。要件のみ検討する。 ◆ 海外における監視カメラの PIA 実施状況: 1. 論点 2. 米国 3. 英国および英国連邦 4. EU、APEC を中心に説明した。 米国は法律、英国ほかは英国連邦として社会制度で実施、EUはデータ保護規則で個人情報 の扱いが厳しく、罰則も厳しい。PIA の実施を義務つけた。APEC では PIA の実施を検討し ている。

PIA は世界では、実効性についての議論がされているが、日本ではまだ、実施するか否か

補足説明を行った:瀬戸

No	議事詳細			
	の議論になっている。日本は PIA に関してはまだ世界から見ると、遅れをとっている。オ			
	リンピックで実施するのが良い機会である。			
	・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。			
	質問:アメリカの事例は、思ったよりも少ない感じをもつ。			
	瀬戸:アメリカでは数多く設置されているが公開データで、わかりやすいのものを選んだ。			
5	・次回の委員会予定(瀬戸)			
	日時:12月17日(木)15時~17時(2時間)			
	場所:千代田プラットホームスクウェア			
	議題: (1)システム、(2)技術と機能、(3)日本防犯設備協会への話題提供の依頼			
	内容の詳細は後日 ML にて連絡。			

以上